

令和8年6月2日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立新北島小学校
校長 武知 広幸

非常変災時の措置の改定について

令和8年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置付けられます。

つきましては、次のとおり、これまでの非常変災時等の措置の一部を改定しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる)

イ 大阪市（大阪市長）より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れま

○緊急速報メール（受信できない機種もあります）

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

※ただし上記(ア)～(ウ)にかかわらず、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、またはこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置等をとる場合があります。

2 臨時休業措置のお知らせ方法について

午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに臨時休業措置とした場合、ミマホルメでの配信・学校ホームページへの掲載の手段により連絡いたします。

3 臨時休業措置にもかかわらず児童が登校してしまった場合

保護者の方に迎えに来ていただきます。それまで児童は学校待機となります。保護者の方がすぐに迎えに来られない場合は学校までご連絡ください。

4 児童が登校後に下校措置が決定した場合

保護者引き渡しによる下校を、ミマホルメでの配信や学校ホームページへの掲載により保護者の方に連絡します。児童は学校待機となり、「お迎えカード」に記載の方がお迎えに来られた場合のみ、児童を引渡し下校になります。

—お願い—

- 学校が臨時休業になった際は、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合はお迎えをお願いします。
- **非常変災害時や学校からの緊急連絡がある場合に、ミマホルメでの連絡をさせていただきます。**登録の確認や配信通知設定をお願いします。ミマホルメの案内用紙が必要な方は、担任まで連絡ください。